

## 7. 参考資料

### (1) 花卉卸売市場整備検討委員会規約

#### 〇〇地域花卉卸売市場整備検討委員会規約

##### (名称)

第1条 この会は、〇〇地域花卉卸売市場整備検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

##### (目的)

第2条 委員会は、第 次××県卸売市場整備計画（平成 年 月公表）に基づき、〇〇地域の花卉卸売市場の整備推進を図ることを目的とする。

##### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花卉卸売市場の整備を促進するための調査研究及び基本構想の策定
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

##### (構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) ××県花卉卸売市場協同組合
- (3) 〇〇生花小売商業協同組合
- (4) ××県農業協同組合中央会、××県経済農業協同組合連合会、××県花卉温室園芸組合連合会
- (5) 行政機関  
〇〇市、××県
- (6) その他委員会が必要と認める者

##### (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

##### (役員を選出)

第6条 役員を選任は構成員の互選による。

(会長の職務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(幹事会)

第9条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事若干名で構成し、幹事は会長が指名する。
- 3 幹事会に幹事長1名、副幹事長2名を置く。
- 4 幹事会は会長が招集し、会議は幹事長が主宰する。
- 5 幹事会は、委員会の運営等に必要な事項を協議する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、××県農業水産部経済流通課内に置く。

(会計)

第11条 委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 委員会の会計年度は、 月 日に始まり、翌年 月 日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(2) 卸売市場業務規程

ア. 協同組合組織による市場の例

〇〇地方卸売市場業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 ××総合卸売市場協同組合が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程の定めるところによる。

(名称等)

第2条 市場の名称、位置および面積は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ××地方卸売市場
- (2) 位 置
- (3) 面 積

|                                | 規 模            | 左のうち借用分        | 摘 要 |
|--------------------------------|----------------|----------------|-----|
| 用 地                            | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |
| 卸 売 場<br>青 果 物<br>水 産 物<br>肉 類 |                |                |     |
| 倉 庫                            |                |                |     |
| 冷 蔵 庫                          |                |                |     |
| 管理事務所等                         |                |                |     |
| 業者事務所                          |                |                |     |
| 付 属 売 場                        |                |                |     |
| 加工処理施設                         |                |                |     |

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる生鮮食料品等とする。

- (1) 青果部 野菜および果実ならびにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、従たる取扱品目とは鶏卵、パンおよびその他の農産加工品等とする。
- (2) 花卉部 花卉を主たる取扱品目とし、従たる取扱品目とは、花卉用品、園芸用品およびその他の花卉付属材等とする。
- (3) 水産物部 生鮮水産物およびその加工品を主たる取扱品目とし、従たる取扱品目とは、肉類およびその加工品、加工食料品等とする。

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに次に掲げる日を除き開場するものとする。

- 1月2日
- 1月3日

2 市場は、前項の規定にかかわらず、とくに必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができる。

午前7時から午後4時まで

2 開場(取引の開始)の時刻は、振鈴または口達等をもって通知する。

(臨時休場等の通知)

第6条 開設者は、臨時に休場もしくは臨時に開場しようとするとき、または開場している時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめその旨を市場内の所定の掲示板に掲示するものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の定員等)

第7条 市場において、第3条の規定による取扱品目の卸売業務を行う者(以下「卸売業者」という)の数および名称は、次のとおりとする。

青果部 ××総合卸売市場協同組合

花卉部 ××総合卸売市場協同組合

水産物部 ××総合卸売市場協同組合

(受託物品の即日販売の原則)

第8条 卸売業者は、上場可能な時刻までに受領した生鮮食料品等については、特別の理由がある場合を除くほか、その日にこれを上場しなければならない。

(せり人等)

第9条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人、および卸売を入札の方法によって行う場合の開札人は、せり人等として知事に届け出た者でなければならない。

2 せり人等は、卸売のせりまたは開札に従事するときは、記章を着用しなければならない。

### 第2節 買受人

(買受人の承認)

第10条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、取扱品目の部類ごとに開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名・名称・商号・住所

(2) 法人の場合にあっては、資本または出資の額および役員の名

(3) 卸売を受けようとする取扱品目の部類および買受見込み額

(4) その他必要な事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識および資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

(名称変更等の届出)

第11条 前条第1項の承認を受けた者(以下「買受人」という)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名・名称・商号または住所を変更したとき。
- (2) 法人の場合にあっては、資本もしくは出資の額または役員を変更したとき。
- (3) 取扱品目の部類を変更しようとするとき。
- (4) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第12条 開設者は、買受人が第10条第3項に該当することとなった場合は、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号いずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠ったとき。
- (3) 保管の費用もしくは損失金の支払いを怠ったとき。
- (4) 正当な理由がなく引続き3月以上休業したとき。

(買受人保証金)

第13条 卸売業者は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けることができる。

(買受人組合)

第14条 買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の名、組合員数を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(買受人記章)

第15条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人記章を交付するものとする。

2 買受人は、前項による買受人記章を、市場内に於いて常に着用しなければならない。

### 第3節 付属営業人

(付属営業人の承認)

第16条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、出荷者、買受人、その他市場の利用者に便益を提供し、または市場の機能の充実を図るため、次に掲げる者に対し、市場内に於いて店舗その他の施設を設けて営業することを承認することができる。

- (1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者その他の市場の機能の充実に資するものとして別に定める業務を営む者
- (2) 飲食店営業、理容業、その他の市場の利用者に便益を提供するものとして別に定める業務を営む者

2 前項の承認を受けようとする者は、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

(付属営業の規制等)

第17条 開設者は、付属営業の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、付属営業人に対しその業務または取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

### 第3章 売買取引および決済方法

(売買取引の定義)

第18条 せり売とは、せり人が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、公開により買受人に競売方式で最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。

2 入札とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、入札用紙等を用い非公開の方法により買受人に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。

3 相対売とは、せり人が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、販売価格および数量について買受人と談合のうえ販売する方法をいう。

4 定価売とは、卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするとき、あらかじめその販売価格を定めて、買受人に対してこの価格で買い受けることを申込み販売方法をいう。

(せり売または入札の例外)

第19条 市場において行う卸売については、せり売または入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、卸売業者が卸売場に相対売または定価売による旨の表示をしたときは、相対売または定価売の方法によることができる。

(1) 一定の規格もしくは貯蔵性を有し、かつその供給事情が比較的安定している生鮮食料品等、または品目もしくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で、開設者がせり売または入札の方法以外の方法によることが適当と認める場合

(2) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、開設者がせり売または入札の方法によることが著しく不相当と認めた場合

ア. 災害の発生

イ. 入荷の遅延

ウ. 卸売の相手方が少数である場合

エ. せり売または入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

オ. 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるため、その他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

カ. 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

(販売方法の変更)

第20条 卸売業者は、前条により販売方法を定め、または変更しようとする場合には、次に掲げる事項を関係者に周知しなければならない。

(1) 当該品目および販売方法

(2) 販売方法を定め、または変更する理由

(売買取引の単位)

第21条 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることがある。

(秘密取引の禁止および売買呼値)

第22条 卸売の売買取引は、(そでの下、耳やり等)秘密の方法によって行ってはならない。

2 卸売の売買呼値は金額による。

(指値等のある受託物品)

第23条 卸売業者は、受託物品売買取引に指値その他の条件のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第24条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷口ごとに荷印、等級および数量(重量)その他必要な事項を呼びあげた後でなければ、開始することができない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼びあげたとき、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適宜の方法により、せり落し人を決定する。

4 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちに、その価格および氏名または商号を呼びあげなければならない。

(入札の方法)

第25条 卸売のための入札売は、その販売物品について、荷口ごとに荷印、等級および数量その他必要な事項を掲示し、または呼びあげた後入札人に対し、一定の入札用紙等に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。

3 前条第3項および第4項の規定は、入札売の場合に準用する。

4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

(1) 入札人を確認出来ないとき。

(2) 入札金額その他指定事項が不明なとき。

(3) 入札に際して不正行為があったとき。

(異議の申立)

第26条 せり売または入札売に参加した者が、そのせり落しまたは落札について異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。

2 開設者は前項の申し立てについて、正当な事由があると認めるときはせり直しまたは再入札を指示することが出来る。

(差別的取扱いの禁止)

第27条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者または買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(委託手数料以外の報償の収受の禁止)

第28条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて、その委託者から第40条で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第29条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

(販売前における委託物品の検収)

第30条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い委託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書または売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に出荷者が立会っていて、その了承を得られたときはこの限りでない。

(物品取引の下見)

第31条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品または見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することができない。

2 見本または銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

(卸売物品の引取り)

第32条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、または催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が、第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第33条 せり売または入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差止め、またはせり直し、もしくは再入札を指示することができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、または生じるおそれがあると認めるとき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第34条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において販売し、または販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、または撤去を指示することができる。

(入荷数量等の公表)

第35条 開設者は、市場に於て取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の入荷量(当日の卸売が終了する時まで受領する見込みのものを含む。)を掲示により公表するものとする。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等の主要な品目について、毎日の卸売業者の卸売の数量および価格〔高値、中値および安値に区分したもの(消費税額を含む。以下同じ。)]をすみやかに掲示その他の方法により行うものとする。

3 卸売業者は、毎日、その日に卸売した生鮮食料品等の主要な品目について、数量およ



び価格〔高値、中値および安値に区分したもの（消費税額を含む。）〕を開設者に報告しなければならない。

（仕切および送金）

第36条 卸売業者、受託物品を卸売りしたときは、委託者にその卸売をした翌日までに売買仕切書を送付するとともに売買仕切金（消費税額を含む。以下同じ）を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税額を除く。以下本項において同じ）消費税額および数量を正確に記載しなければならない。

（売買仕切金の前渡し等）

第37条 卸売業者は、出荷者に売買仕切金を前渡し、保証金を差し入れ、または資金を貸し付けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項の前渡しをしてはならない。

(1) 当該売買仕切金の前渡し等が、卸売業者の財務の健全性をそこなうおそれがあるとき。

(2) 当該売買仕切金の前渡し等が、卸売業者の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき。

（条件付受託物品の販売不能の際の措置）

第38条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託物品を、その条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

（出荷奨励金等の交付）

第39条 卸売業者は、当該卸売市場における取扱品目の安定的供給の確保をはかるため、出荷者に対し出荷奨励金を交付しようとするときは、その額または率およびその交付の方法に関し、あらかじめ開設者の承認を受けなければならない。

2 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付しようとするときは、その額または率および交付の方法に関し、あらかじめ開設者の承認を受けなければならない。

（委託手数料）

第40条 卸売業者が市場における委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（消費税額を含む。以下同じ。）に取扱品目ごとに次に掲げる率以内の率を乗じて得た金額とする。

|               |      |
|---------------|------|
| （野菜およびその加工品）  | 百分の拾 |
| （果実およびその加工品）  | 百分の拾 |
| （花卉およびその加工品）  | 百分の拾 |
| （水産物およびその加工品） | 百分の拾 |

（買受代金の支払義務）

第41条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡を受けた後、すみやかに買受代金（せり売又は入札によって買い受けた場合にあっては、買い受けた額にその3%に当たる額を加えた額。その他の場合にあっては消費税を含む額とする）を支払わなければならない。ただし特約のある場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の特約は、その他の買受人に対して不当な差別的な取り扱いとなるものであってはならない。

(卸売代金の額の変更の禁止)

第42条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認めるときでなければ、その額を変更してはならない。

(物品販売等の規制)

第43条 付属営業人が承認を受けた業務を行う場合、および開設者が必要と認める者がその業務を行う場合を除くほか、市場内においては物品販売その他の営業行為をしてはならない。

## 第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第44条 卸売業者、買受人および付属営業人等が、市場内で使用する用地、建物、その他施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

(市場施設の使用料等)

第45条 市場施設の使用料等は別表のとおりとする。

2 前項の使用料等は、開設者が指定する方法により支払わなければならない。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第46条 市場施設の利用者は、当該施設の用途または原状を変更し、または当該施設の全部または一部を転貸し、もしくは使用させてはならない。ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(使用の承認の取り消し等)

第47条 開設者は、次に掲げる場合には、市場施設の使用の承認を取り消し、もしくは変更し、または使用の制限その他の措置を命ずることができる。

- (1) 開設者において業務上の監督、災害の予防、交通の整理、衛生の確保その他市場秩序の維持または公共の利益の保全のため、特に必要があると認めるとき。
- (2) 利用者が、市場施設の使用につき承認の内容その他条件に違反したとき。
- (3) 利用者が故意または過失によって市場施設を滅失し、または毀損したとき。
- (4) 利用者が使用料等の支払いを怠ったとき。

(市場施設の返還)

第48条 利用者が死亡、解散、廃業等の理由により市場施設を使用する必要がなくなったときは、その相続人、清算人もしくは代理人または本人は、その使用する市場施設を原状に復して返還しなければならない。

## 第5章 管 理

(報告等)

第49条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人または付属営業人に対し、その業務もしくは財産に関し、報告もしくは資料の提出を求めることができる。

(市場秩序の保持等)

第50条 市場の入場者は、市場において秩序を乱し、または公共の利益を害する行為を

行ってはならない。

- 2 市場の入場者は、自己の商品、容器、その他の物件を整理し、市場施設の清潔の保持に努めなければならない。
- 3 前2項の規定に関し、必要があると認めるときは、市場の入場者に対し、入場の制限等適切な措置をとることができる。

(運営協議会)

第51条 開設者は、市場の運営の円滑化を図るため運営協議会を置き、次の事項を協議する。

- (1) 市場の運営に関する事項
- (2) 取引の合理化、流通の円滑化に関する事項
- (3) 市場業務に係る紛争調整等に関する事項
- (4) その他重要事項

2 運営協議会は、卸売業者、買受人、付属営業人、市町村、出荷者および消費者等をもって組織する。

3 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織および運営に関し必要な事項は別に定める。

## 補 則

(補 則)

第52条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

イ. 株式会社組織による市場の例

業 務 規 程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この業務規程は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び卸売市場条例（昭和 年 条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方卸売市場 株式会社（以下「市場」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(市場の名称、位置及び面積)

第 2 条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

|     |        |                |
|-----|--------|----------------|
| 名 称 | 地方卸売市場 | x x x          |
| 位 置 |        |                |
| 面 積 |        | m <sup>2</sup> |

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は、花卉及びその加工品並びに園芸資材を主たる品目とし、その他の生鮮食料品を従たる品目とする。

(開場の期日)

第 4 条 市場は、日曜日及び国民の祝日（以下「休日」という。）並びに次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。

1 月 2 日、 3 日、 4 日

8 月 1 3 日、 1 4 日、 1 5 日

1 2 月 3 0 日、 3 1 日

2 開設者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことがある。

(開場の時間)

第 5 条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することがある。

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までの間

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で開設者が別に定める。

(市場関係者への通知)

第 6 条 開設者は、開場の期日、時間を変更しようとするときは、あらかじめ関係者に周知するものとする。

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者

(卸売業者)

第 7 条 この市場における卸売の業務については、法第58条1項の規定により知事の許可を受けた 株式会社が行うものとする。

(せり人)

第 8 条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有し、かつ次に掲げる者以外のものであって、条例第 条第 項の規定により知事に届け出た者でなければならない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法又は条例の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
  - (3) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- 2 せり人は、誠実、公平かつ迅速にその業務を処理しなければならない。
  - 3 せり人は、卸売のせりに従事するときは、開設者が別に定める記章を着用しなければならない。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第9条 仲卸業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに別のとおりとする。

|     |    |
|-----|----|
| 花卉部 | 10 |
| 資材部 | 10 |

(仲卸業務の承認)

第10条 仲卸しの業務を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、前条の取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を開設者に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所
  - (2) 商号
  - (3) 法人である場合にあっては資本または出資の額及び役員の氏名
  - (4) 承認を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目
- 4 第1項の承認の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の承認をしてはならない。
  - (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
  - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
  - (3) 申請者が卸売市場の仲卸しの業務の承認の取消を受け、その取消の日から起算して、3年を経過しないものであるとき。
  - (4) 申請者が仲卸しの業務を適格に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないものであるとき。
  - (5) 申請者が卸売市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
  - (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び第5号の一に該当する者があるとき。
  - (7) その承認をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度をこえることになるとき。

(保証金の預託)

第11条 仲卸業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を預託しなければならない。

- 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第12条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに150万円以上500万円以下の範囲内において別に定める。

(保証金の追加預託)

第13条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき国税滞納処分

又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、仲卸業者は、開設者の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 仲卸業者が、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、仲卸の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第14条 開設者は、仲卸業者が使用料、保管料その他市場に関して市場に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第15条 保証金は、仲卸業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(仲卸業務の承認の取消)

第16条 開設者は、仲卸業者が第10条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適格に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、仲卸業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第10条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に第11条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第10条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

3 開設者は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いたうえ、期日、場所及び処分の原因となった理由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(仲卸業者の営業の譲渡及び譲受け並びに合併)

第17条 仲卸業者が営業(市場における仲卸しの業務に係わるものに限る)の譲渡しをする場合において、譲渡人並びに譲受人が譲渡し及び譲受けについて開設者の承認を受けたときは譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合において、当該合併について開設者の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、別に定めるところにより承認申請書を提出しなければならない。

4 第10条第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において第10条第4項中「第1項の承認の申請」とあるのは「第17条第1項又は第2項の承認の申請」と「申請者」とあるのは「その申請に係わる譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第18条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引続き営もうとするときは、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第10条第1項の承認はその相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の承認を受けようとする者は、別に定めるところにより、承認申請書を提出しなければならない。

5 第10条第4項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、第10条第4項中「前項の承認の申請」とあるのは、第10条第1項の承認の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の承認を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第19条 仲卸業者は、次の各号の1に該当するときは遅滞なく、その旨を開設者に届けなければならない。

(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は、再開したとき。

(2) 第10条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。

(3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(営業報告書の届出)

第20条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、別に定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した営業報告書その日から起算して90日を経過する日までに、開設者に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者にあつては毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者にあつては毎年12月31日

### 第3節 買受人

(買受人の承認)

第21条 市場において、卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸売業者を除く。以下この節において「買受人」という。)は開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した別に定める商品取引契約申込書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 法人の場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

(3) その他の開設者が必要と認める事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が法及び条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が地方卸売市場から買受人としての資格の取消しを受け1年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が当該申請に係る市場の役員若しくは使用人であるとき。

(5) 申請者が法人であつて、その業務を執行する役員のうち第1号から第4号までの一に該当するものであるとき。

(6) 申請者が買受人として必要な知識及び経験ならびに資力信用を有しない者であるとき。

(名称変更等の届出)

第22条 買受人は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者に届出なければならない。

(1) 第21条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人又は精算人は、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

(買受代理人の承認申請)

第23条 買受人が代理人をして、買受業務に参加させようとするときは、あらかじめ買受代理人申請を開設者に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の代理人の行為はすべて買受人本人の行為とみなす。

(買受保証金の預託)

第24条 卸売を受けようとする買受人は、卸売業者に保証金を委託しなければならない。

2 買受人は、保証金を預託した後でなければ買受業務を開始してはならない。

3 買受人の預託すべき保証金の額は、最低額50万円とする。ただし、特約のある場合は別に定める。

4 保証金は利息を附さない。

5 卸売業者は、買受人が買受人の資格を失ったときは、保証金を返還しなければならない。

(買受保証金の充当)

第25条 卸売業者は、買受人に対する卸売代金又は使用料、保管料等について、買受人が支払いを怠ったときは、買受保証金を優先してこれに充当することができる。

(買受人組合)

第26条 買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の名簿、組合員名簿を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(買受人の承認の取消し等)

第27条 開設者は、買受人が第21条第3項の各号の一に該当することとなった場合は、その承認を取り消すことができる。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

(1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。

(2) 売買代金の支払いを怠ったとき。

(3) 使用料、保管料等の支払いを怠ったとき。

(4) 正当な理由がなく引続き6か月以上取引を休止したとき。

(買受人の業務の規制)

第28条 この市場において買受人は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 名義を他人に貸与し、買受行為をさせること。

(2) 市場内において卸売業者を経由しない取扱品目の買付けまたは販売を行うこと。

(3) 市場における取引秩序を乱し、円滑な取引を阻害し、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) この規程又はこの規程に基づく定め、並びに契約等に違反すること。

(買受人章)

第29条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項による買受人章を市場内において、常に着用しなければならない。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第30条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場内において店舗その他の施設を設けて関連事業者を入場させ営業することを承認することができる。なお、これらの運営および規制等については、開設者が別に定めるところによる。



### 第3章 売買取引及び決済の方法

#### (受託契約約款)

第31条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市場内の見易い場所にこれを掲示しておかなければならない。

#### (せり売又は入札の原則)

第32条 市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相対売又は定価売の方法によることができる。

(1) 別表に掲げる物品を卸売する場合

(2) 次に掲げる特別の事情が発生した場合

ア 災害が発生した場合

イ 入荷が遅延した場合

ウ 卸売の相手が少数である場合

エ せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

オ 卸売業者と買受人（仲卸業者を含む。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した取扱品目の卸売をする場合

カ 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

キ 第34条（卸売の相手方の制限）ただし書の規定により、この市場の買受人以外の者に対して卸売をする場合

2 卸売業者は、前項のただし書により相対売または定価売の方法により卸売をする場合は、当該卸売の開始前に買受人に対し、あらかじめ当該品目及び当該卸売の方法を告示しなければならない。

#### (差別的取扱いの禁止)

第33条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

#### (卸売の相手方の制限)

第34条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、この市場の買受人以外の者に対しては卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあって、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いか、または出荷された生鮮食料品等が買受人にとって品目または品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

(3) 入荷量を調整するため他の卸売業者等に対して卸売をする場合

#### (自己の計算による卸売の禁止)

第35条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかであって、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(1) 出荷者の計算において行う卸売の方法によっては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合

(2) 卸売業者が買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品等を確保する必要があるためその生鮮食料品等の出荷を受ける場合

(3) 供給の安定を図るため保管または貯蔵する必要がある生鮮食料品等の出荷を受ける場合

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第36条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、開設者が知事の承認を受けて指定した場所にある生鮮食料品等については、この限りでない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第37条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において、法第58条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けしてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第38条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、なんらの名義をもってするを問わず、その委託者から第54条で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(販売前における委託物品の検収)

第39条 卸売業者は、委託物品の受領にあたっては、その受託物品の種類、数量、等級、品質等について検収を行い、その検収における状況を委託者に通知するものとする。

2 前項の検収の結果の通知は、委託品販売の翌日までに物品受領通知書又は売買仕切書を出荷者に送付する場合には、これを物品受領通知書又は売買仕切書に記載して通知に替えることができるものとする。ただし、委託物品の受領の際に出荷者が立会っていて、その了承を得られたときはこの限りではない。

(入荷数量等の公表)

第40条 開設者は、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の入荷数量を当該市場の見易い場所に掲示しなければならない。

2 開設者は、前項の品目について卸売業者の卸売の数量および価格(消費税額を含む。)を毎日の卸売の終了後、すみやかに公表しなければならない。

(販売開始前の卸売の禁止)

第41条 卸売業者は、販売開始時刻以前に取扱物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、あらかじめ第67条の規定による運営協議会(以下「協議会」という。)で協議したものについてはこの限りでない。

(1) 緊急に出港する船舶に物品を供給する場合

(2) この市場における買受人が当該市場外の他の市場へ出荷する場合であって、当該市場外の他の市場の販売開始時刻、需給事情等により止むを得ない理由があると認められたとき。

(3) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した取扱品目の卸売をする場合

(物品の取引の下見)

第42条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品または見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。

2 見本又は銘柄による売買の場合は、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷

者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示してしなければならない。

(上場の順位)

第43条 卸売業者は、せり売又は入札の上場順位については物品の到着の順序又は抽せんによるよう努めなければならない。ただし、不当な価格を生じ又は腐敗のおそれがある物品については、上場の順位を変更することができる。

(指値等のある受託物品)

第44条 卸売業者は、指値(消費税額を含まない。以下同じ。)その他条件つき受託物品については、上場の際にその旨を呼び上げなければならない。

2 前項の呼び上げをしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第45条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、指値その他の条件のある受託物品を相当期間内にその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(売買取引の単位)

第46条 売買取引の単位は、本数による。ただし、本数によることが困難な場合は慣行によることができる。

(せり売の方法)

第47条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷印、等級及び数量(重量)その他必要な事項を呼び上げた後でなければ、開始することができない。

2 卸売の売買呼び値は原則として金額とする。

3 せり落しは、せり人が最高申込価格を数回呼びあげたときその申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せん、その他適宜の方法により、せり落し人を決定する。

5 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちにその価格、数量及び買受人の氏名又は商号を呼称しなければならない。

(入札の方法)

第48条 卸売のための入札は、その販売物品について、荷印、等級及び数量その他必要な事項を掲示し、又は呼びあげ後入札人に対し、一定の入札用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、入札の場合に準用する。

4 卸売のための入札が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

(1) 入札人を確認できないとき。

(2) 入札金額その他指定事項が不明なとき。

(3) 入札に際して不正行為があったとき。

(異議の申立て)

第49条 せり売又は入札に参加した買受人が、そのせり落し又は落札について異議があるときは、直ちに開設者(又は事故取引委員)にこれを申立てることができる。

2 開設者は、第1項の異議の申立があったときは直ちにせり売又は入札を中止させることができる。

(売買取引の制限)

第50条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者又は買受人が次の各号の一に該当するときは、開設者は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。

(卸売物品の引取り)

第51条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し又は催告しないで他の者に売却をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が、第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(衛生上有害な物品の搬入及び売買禁止)

第52条 開設者は、衛生上有害な物品がこの市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(仕切及び支払)

第53条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした翌日までに売買仕切書を発行するとともに売買仕切金(消費税額を含む。以下同じ。)を支払わなければならない。ただし、売買仕切金の支払について受託契約約款で特別の定めをした場合はこの限りでない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の種類、数量、等級及び価格(消費税額を含まない。)及び消費税額を正確に記載しなければならない。

(委託手数料の率)

第54条 卸売業者が委託者から収受する委託手数料は、卸売金額(消費税額を含む。以下同じ。)に次に掲げる率を乗じて得た金額とする。

|            |
|------------|
| 個人・団体出荷の場合 |
|------------|

|           |
|-----------|
| 100分の10以内 |
|-----------|

2 第1項中の団体出荷の率を適用する団体とは、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらに準ずる出荷者の組織する団体をいう。

(売買仕切金の前渡し等)

第55条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金を前渡し、保証金の差し入れ又は資金を貸し付けることができる。

2 前項の売買仕切金の前渡し等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはなら

ない。

(1) 当該売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性をそこなうおそれがあるとき。

(2) 当該売買仕切金の前渡し等が卸売業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき。

(買受代金の支払義務)

第56条 買受人は、卸売業者から買い受けた買受代金（せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買受けた額にその3パーセントに当たる額を加えた額、その他の場合にあつては消費税額を含む額とする。）の支払は、毎週土曜日から次週金曜日までの合計額を翌週火曜日に卸売業者が指定する銀行の預金口座より振替えて決済するものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第57条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認められたときでなければこれを変更してはならない。

2 卸売業者は、卸売をした相手方については、正当な理由があると認められたときでなければこれを変更してはならない。

#### 第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第58条 買受人、関連事業者及び出荷者等が市場内で使用する用地、建物、その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、期間、その他の使用条件は開設者がこれを定める。

2 前項の市場施設の使用料（消費税額を含む。）は別に定めるところによる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第59条 市場施設の利用者は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(原状変更の禁止)

第60条 市場の施設の利用者は、開設者の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 市場施設の利用者が開設者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は施設の原状に変更を加えたときは、開設者は、利用者に対し、返還の際、原状回復をさせ、又はこれにかわる費用の弁償を求めることができる。

(補修弁済)

第61条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はそれにかわる費用を弁済しなければならない。

#### 第5章 管 理

(報告等)

第62条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人、又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 前項に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、それぞれ当該人に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

## 第6章 雑 則

(承認を受けない営業の禁止)

第63条 買受人(および関連事業者)が、それぞれの承認を受けた業務を行う場合及び開設者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(市場秩序の保持等)

第64条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(清潔の保持)

第65条 市場の利用者は、当該市場施設の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を整理し放置してはならない。

(備付帳簿)

第66条 開設者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

(1) 会計帳簿

(2) 各種承認台帳

(3) その他必要と認める帳簿

- 2 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

(1) 各種会計帳簿

(2) 荷受帳並びに売捌台帳

(3) 荷主口座帳並びに買受人口座帳

(4) 荷主名簿並びに買受人名簿

(5) その他必要と認める帳簿

(運営協議会)

第67条 開設者は、市場での取引の合理化、流通の円滑化を図るため、運営協議会を置き、次の事項を協議する。

(1) 相対売又は定価売の事前協議に関する事。

(2) 委託物品の検収に異状を認めた場合の処理に関する事。

(3) 販売開始時刻前の卸売の協議に関する事。

(4) 買受人以外の者に対して卸売をする場合の協議に関する事。

(5) せり売又は入札に対する買受人からの異議の申立に関する事。

(6) 市場における取引事故の処理に関する事。

(7) その他取引の合理化、流通の円滑化等に関する事項。

- 2 運営協議会は、開設者、卸売業者、買受人、(関連事業者)、市町村、出荷者及び消費者の代表をもって組織する。

- 3 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(関係規定の制定)

第67条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、知事の承認を受けた日から効力を生ずる。
- 2 この業務規程の施行の際現に開設者から承認されている買受人は、第21条の承認を受けた買受人とみなす。

別 表（第32条第1項第1号に基づく）

- ① 一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している次に掲げるもの。

花卉のうち種苗、はち植のもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

- ② 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない次に掲げるもの。

カトレア若しくはシンビジュームの切り花、その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において鑑賞の用に供されることが少なく、冠婚葬祭用等限られた特殊な用途に供される花卉

### (3) 受託契約約款

## 受託契約約款

第1条 生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図るため、株式会社（以下「会社」という。）が行う卸売のための生鮮食料品等の販売の委託及びその引受けは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）、          県卸売市場条例（昭和      年      県条例第      号）、          県卸売市場条例施行規則（昭和      年      県規則第      号）、株式会社業務規程（以下「業務規程」という。）その他関係諸法令によるもののほか、特約のない限り、この約款の定めるところによる。

第2条 会社に対する委託物品の引渡しは、すべて会社の          取引所の卸売場渡しとし、会社はその物品の種類、数量、等級、品質等について検収のうえ受領するものとする。

- 2 会社は委託物品を受領したときは、委託者に対してすみやかに委託物品の受領のときにおける物品の状況、受領の日時及び前項の検収の結果について通知するものとする。
- 3 前項の通知は、委託品販売の翌日までに仕切書を送付する場合には、これを売買仕切書に記載して通知に替えることができるものとする。

第3条 会社が委託物品を受領したときは、その販売の終了に至るまで善良なる保管の責に任じ、誠実に販売を行うものとする。

- 2 会社がこの約款に違反して委託者に損害を与えたときはこれを賠償する責を負うものとする。
- 3 委託者は、選別、荷造りの注意をはらい、その商標信用の確保ならびにその発展をはかるべき責務を有する。
- 4 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため、通常必要とする手入れ、加工、その他の調整をすることができるものとする。

第4条 会社は、業務規程第52条（衛生上有害な物品の搬入及び売買禁止）の規定に該当する物品の販売委託は、これを引受けない。

- 2 前項に掲げる物品の販売委託があったとき、または業務規程第52条第3項の規定により販売を差し止められ、もしくは撤去を命ぜられたときは、会社は開設者の指示に従ってこれを処分することができる。
- 3 前項の処分について生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とする。
- 4 前2項の処分をしたときは、すみやかにその旨を委託者に通知するものとする。

第5条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内における会社の事務所あてにこれを行うものとする。

第6条 委託者が委託物品の運送を他人に委託する場合には、その物品の種類、品質、等級、数量等会社が委託品を受領するために必要な事項を記載した送状または発送案内等をその物品に添えるか、またはその物品が会社に到着するまでに会社に通知しな



ければならない。

- 2 前項の通知がない場合には、委託者は、品質の相違、数量の不足または受領の遅延については、会社に対抗し得ないものとする。

第7条 委託物品については、荷札の添付その他の方法により、委託者、運送人及び受託者を明らかにしなければならない。

- 2 前項の措置を怠ったことにより、または運送の途中において荷札の忘失その他の事由により委託者または受託者が不明となったために生じた損害については、会社は賠償の責を負わないものとする。

第8条 委託物品の販売の順位は、原則として同種物品の到着順によるものとする。会社は委託者に著しく損害を被らせるおそれがあると認めるときは、受託物品の全部または一部についてその販売順位を変更し、または冷蔵その他の方法により保管することができるものとする。

- 2 前項の冷蔵その他の方法により保管した場合、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

第9条 会社は、受託物品について、委託者の要求がなければ他にこれを再委託しないものとする。

第10条 委託者からの販売委託の解除または他の卸売業者への委託替の申込みについては、その受託物品の販売準備着手前に限り、会社はこれに応ずるものとする。

- 2 前項の申込みに応じたときは、会社は、その委託の解除または委託替に応じたために要した費用は、その申込みをした委託者から取受するものとする。

第11条 受託物品の販売については、出来値によってこれを販売するものとする。ただし、その委託者が指値（消費税額を含まない。以下同じ。）その他の条件を付した場合はこの限りではない。

- 2 委託者が指値その他の条件を付し、またはこれを変更しようとするときは、当該物品の販売準備着手前にその旨を会社に通知しなければならない。
- 3 前項の通知が当該物品の販売準備着手前に会社に到着しないときは、その条件がなかったものとして取扱うものとする。

第12条 会社は、受託物品の販売について指値その他の条件が付されている場合において、その条件によってその指図期間内、または指図期間がないときは会社の相当と認める期間内に販売することができないときは、直ちにその旨を委託者に通知し、その指図を求めるものとする。

- 2 会社は、前項の指図を待つ間に、その受託物品の鮮度が著しく落ちること、その他の理由により委託者に対し著しく損害を被らせるおそれがあると認められた場合においては、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができる。この場合、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

第13条 会社が委託者から取受する委託手数料は、卸売金額（消費税額を含む。以下同

じ。)に100分の10以内の率を乗じて得た金額とする。

第14条 受託物品に関する次に掲げる費用は消費税額を含めて委託者の負担とする。

- (1) 通信費（郵便料、電報料、市外通話料等の特別通信費）
- (2) 運送料（会社卸売場までの運搬費及び積みおろしに要した費用）
- (3) 仕切金送金料
- (4) 受託物品を冷蔵または保管したために特に経費を要したときはその費用
- (5) 手入加工その他の調整につき特に経費を要したときはその費用
- (6) その他会社が立替えた費用

2 委託手数料及び前項の費用について会社が立替えたものの金額は、受託物品の卸売金額から控除するものとする。

第15条 会社は、受託物品の受渡後、買受人からその物品について数量、品質に著しい差異またはきずがあることによって代金減額の申出があり、正当の理由があると認められたときは、相当の減額をすることができるものとする。この場合、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

第16条 会社は、受託物品を販売したときは、その翌日までに販売した物品の種類、数量、単価、価格（消費税額を含まない。）及び消費税額並びに第14条の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額を記載した売買仕切書を発行し、当該仕切金（消費税額を含む。）を委託者に支払うものとする。ただし、委託者からの送金依頼その他の特約がある場合は、その特約により送付することができるものとする。

2 委託者は、受託物品の販売価格が第14条各号の規定による控除すべき金額に満たないときは、会社に対し速やかに精算するものとする。ただし、委託者が引続き販売の委託をする場合には、次回の受託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとする。

3 会社は、業務規程第51条（卸売物品の引取り）の規定により受託物品を再販売したときは、その販売金額によって仕切を行うものとする。ただし、再販売によって差損金が生じたときは最初に販売したときの卸売金額によるものとする。

4 業務規程第34条（卸売の相手方の制限）ただし書の規定により受託物品を販売したとき、または第41条（販売開始前の卸売の禁止）ただし書の規定により受託物品を販売したときは、当地方卸売市場における当日の当該同一品目の同一品質または同一等級のせり価格の最高の価格を基準とするものとする。

第17条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業期間中はいつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ質問に回答するものとする。

第18条 会社が卸売人たる資格を失ったとき、業務を停止されたとき、または売買を差止められたときは、未販売の受託物品及びその後委託を受けた物品は、業務規程第67条（運営協議会）の規定の運営協議会の協議によって処置するものとする。

2 前項の規定による委託替から委託者に損害を被らせたときは、会社はこれを賠償する

責に任ずる。ただし、会社の責に帰すことのできない事由によって、業務の停止または売買の差止めがあったときはこの限りではない。

第19条 会社は、臨時の休市及び開市その他の委託者に重要な関係を有する事項については、直ちに委託者に通知または告示するものとする。

第20条 会社は、生鮮食料品等の販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、市場所在の裁判所に提起するものとする。

第21条 会社は、前条までに掲げるもののほか、生鮮食料品等の販売の委託に関する事項が発生した場合は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

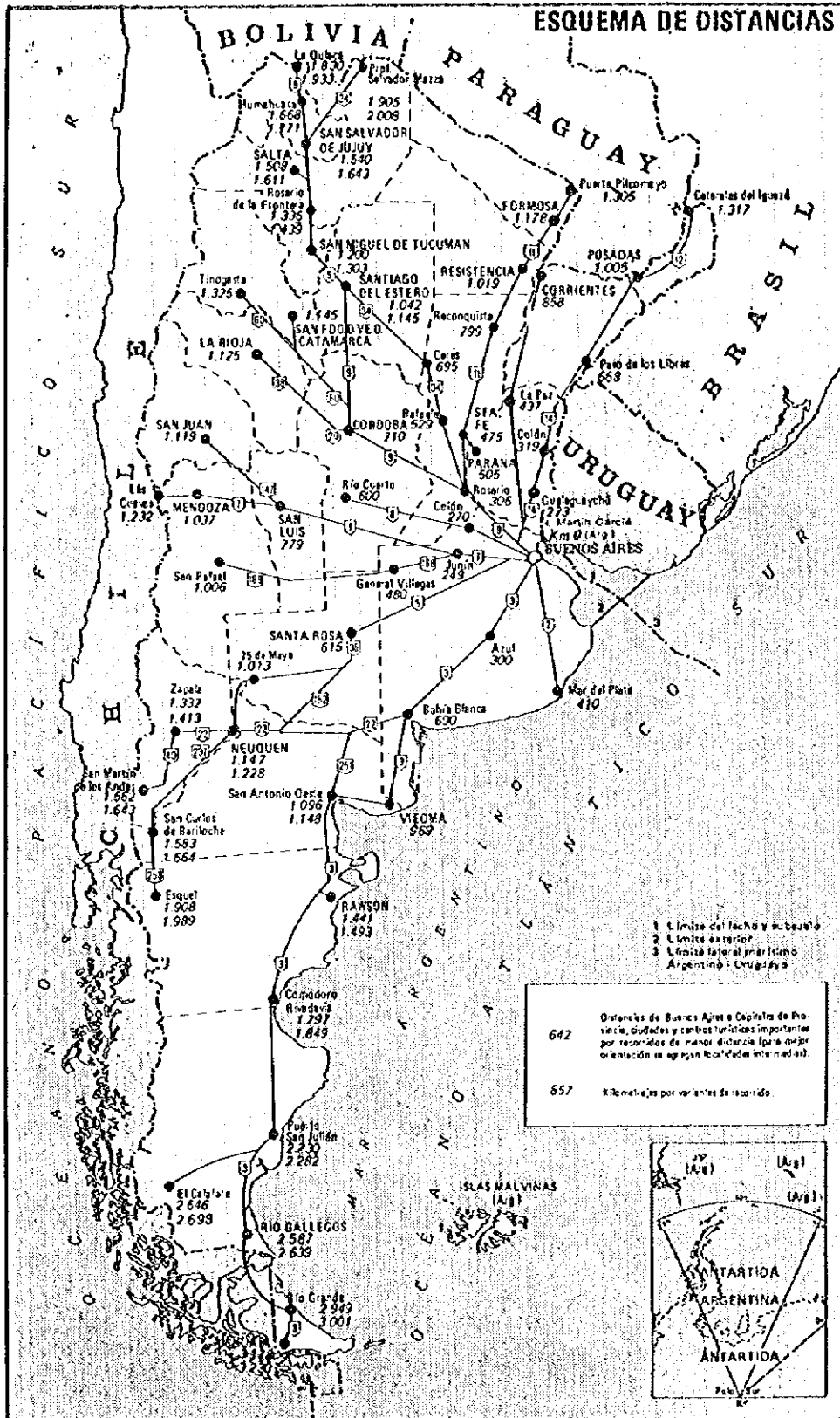
## (4) 在アルゼンティン日系農業者団体協議会の参加グループ一覧表

1995年5月現在

| 区分                    | 番号 | グループ名            | 会員数 | 代表者氏名   | 備考               |
|-----------------------|----|------------------|-----|---------|------------------|
| 花<br>卉<br>部           | 1  | エスコプランタ・イ・ロサ     | 19名 | 石郷 嘉正 ※ | 鉢物 (観葉・草花・バラ)    |
|                       | 2  | 北部鉢物研究会          | 21  | 玉置 昭    | 鉢物 (観葉・草花)       |
|                       | 3  | ラン研究会            | 6   | 寺島 正典   | ラン               |
|                       | 4  | シクラメン研究会         | 13  | 安次富 寛全  | シクラメン            |
|                       | 5  | フローラ・デル・ソル       | 13  | 岩佐 欽一   | 切り花 (シュクコカミツク・他) |
|                       | 6  | カーネーション研究会       | 6   | 菅原 孝雄   | カーネーション          |
|                       | 7  | 西部地区花卉研究会        | 6   | 青木 次芳   | 鉢物 (草花)          |
|                       | 8  | ブルサコ・ビベリスタ       | 19  | 作川 芳雄   | 鉢物 (草花)          |
|                       | 9  | コロニア ラ・プラタ・バラ研究会 | 15  | 志村 正敏   | バラ               |
|                       | 10 | ウルキッサ・バラ研究会      | 12  | 村上 辰夫   | バラ               |
|                       | 11 | ウルキッサ菊栽培研究会      | 5   | 播磨 留五郎  | キク               |
| 野<br>菜<br>部           | 12 | マルコス・バス野菜研究会     | 21  | 佐々木 弘和  | 野菜               |
|                       | 13 | 園芸研究会            | 8   | 猪狩 弘和   | 野菜・切り花           |
| 果<br>樹<br>部           | 14 | ウルキッサ果樹研究会       | 12  | 鶴岡 英一   | ブドウ              |
|                       | 15 | バラデーロ果樹研究会       | 11  | 石川 ホセ   | ウメ・ミカン・ブドウ       |
| オ<br>ー<br>ブ<br>ザ<br>ー | 16 | アルゼンティン花卉産業協同組合  | 800 | 新井 文男   |                  |
|                       | 17 | フロレンシオ・バレラ花卉研究会  | 17  | 諸喜田 功博  | トルコギキョウ          |

※ 協議会会長

(5) アルゼンティン国の州とブエノス・アイレスからの距離



## 8. 参考文献

- 1) 松川時晴：アルゼンティン園芸総合試験場花卉部門試験研究業務と日系移住地花卉栽培の現況（移住派遣農業専門家報告書），国際協力事業団，（1994.3）
- 2) 国際協力事業団アルゼンティン事務所編：アルゼンティン農業・園芸部門（花卉・果樹・野菜）の現状と課題，国際協力事業団，（1992.3）
- 3) 卸売市場法研究会編：卸売市場関係法令通達集，（1993.2）
- 4) ニッパル・クラブ編：ニッパル（会誌）創刊号，（1951.5）
- 5) INTERCOOP 組合出版編：アルゼンティン国組合法（法律第 20337号），（1993.5）
- 6) 名古屋地域花き卸売市場整備検討委員会編：名古屋地域花き卸売市場整備基本構想，（1995.3）









JICA